



厚生労働省

山口労働局

岩国労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和 8 年 6 月 10 日 (水)

【照会先】

岩国労働基準監督署

署 長 佐治 康弘

監督課長 山本 卓典

電話 0827-24-1133

最低賃金法違反被疑事件の書類送検について

岩国労働基準監督署（署長 佐治康弘）は、令和 8 年 6 月 10 日、一般社団法人おりば、合同会社^{エイリアス}alias及びその代表者を、最低賃金法違反の疑いで岩国区検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 一般社団法人おりば（主たる事務所の所在地：山口県岩国市）
- (2) 同法人 代表理事
- (3) 合同会社 alias（本店所在地 山口県岩国市）
- (4) 同社 代表社員

※一般社団法人おりばの代表理事と合同会社 alias の代表社員は、同一人物です。

2 違反条文

上記 1 (1) から (4) までともに

最低賃金法違反

同法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）

同法第 40 条（罰則）

同法第 42 条（両罰規定）

3 事件の概要

- (1) 一般社団法人おりばは、就労特化型自立援助ホームの運営及び就労特化型児童育成支援拠点事業等を営む事業主であるが、同法人代表理事は、労働者 13 名に対する令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 1 月 27 日までの賃金（合計 12,211,063 円）について、それぞれの所定支払日にその全額を支払わず、もって、山口県最低賃金（令和 7 年 10 月 15 日までは時間額 979 円、同年 10 月 16 日以降は時間額 1,043 円）以上の賃金を支払わなかったもの。

- (2) 合同会社 alias は、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業及び就労移行支援事業等を営む事業主であるが、同社代表社員は、労働者4名に対する令和7年12月1日から令和8年1月31日までの賃金(合計2,460,947円)について、それぞれの所定支払日にその全部又は一部(不払額2,220,947円)を支払わず、もって、山口県最低賃金(令和7年10月16日以降、時間額1,043円)以上の賃金を支払わなかったもの。

【参照条文】

最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第二項～第四項 略）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。